

群馬県立聾学校 P T A 会則

- 第 1 条 本会は「群馬県立聾学校 P T A」と称し事務所を群馬県立聾学校内に置く。
- 第 2 条 本会の目的は、次のとおりとする
- 1 保護者と教職員の緊密な連携によって、幼児・児童・生徒の福祉・厚生を増進に努める。
 - 2 保護者と教職員相互の研修と親睦によって、教育の伸展をはかる。
 - 3 学校施設の充実改善によって、教育効果の向上をはかる。
 - 4 保護者と教職員が協力し、教育の進歩発達を助成する。
 - 5 保護者と教職員が協力し、幼児児童生徒の体力向上の推進を助成する。
- 第 3 条 本会は、群馬県立聾学校幼児・児童・生徒の保護者及び教職員を会員とする。
- 第 4 条 上記の目的を達するために次の部を置く。
本部 専門部（文化部 体育部 厚生部）
- 第 5 条 本会に次の本部役員、理事及び専門部長を置く。
- 1 会長 1 名 副会長 3 名以内 書記・会計各 2 名 会計監査 2 名 顧問は必要に応じて置く。
 - 2 理事は、原則としてクラスまたは学年代表 1 名以上
 - 3 専門部長 各専門部 1 名
- 第 6 条 本会の本部役員・理事・専門部員・専門部長の選出は、次のとおりとする。
- 1 会長・副会長・書記・会計・会計監査は総会で選出する。
 - 2 副会長のうち 1 名は、学校長とする。
 - 3 理事は、各クラスまたは学年から推薦する。
 - 4 専門部員は、役員理事会で、理事から選出する。
 - 5 専門部長は、各専門部会で専門部員から選出する。
 - 6 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、役員・理事会で推薦する。
- 第 7 条 本部役員及び理事の任期は、1 カ年とする。但し再選は妨げない。
- 第 8 条 本会の本部役員の任務は、次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表して会務を総括し、各種会議を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - 3 書記は、本会の活動の重要事項を記録し、庶務を行う。
 - 4 会計は、本会の会計事務を行う。
 - 5 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - 6 顧問は、会長の諮問に応じ役員会等に参与する。
- 第 9 条 本会には、次の会議を置く。
- 1 総会、役員会、役員理事会、本部役員会、専門部会（文化部、体育部、厚生部）
 - 2 総会は、本会の最高議決機関であり、会員数の過半数（委任を含む）の出席をもって成立する。年一回定期総会を行う。
 - 3 役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査、各専門部長で構成する。
 - 4 役員理事会は、本部役員、各専門部長、理事、各部主事で構成する。
 - 5 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査で構成する。
 - 6 専門部会は、専門部員、各部主事、担当職員で構成する。

- 7 役員会は、必要に応じて会長が招集することができる。
- 8 会長が総会の必要を認める場合、又は会員の3分の1以上の要求があったときは臨時総会を開く。

第10条 本会の経費は、会費その他の収入をこれに充てる。
PTA会費は、別表のとおりとする。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の経費の予算決算は、総会の決議を経るものとする。

第13条 本会則は総会の承認によって変更することができる。

第14条 本会則は昭和22年12月8日から実施する。

附 則

昭和22年12月8日	制 定
昭和30年4月15日	1部改正
昭和31年4月27日	1部改正
昭和32年4月22日	1部改正
昭和33年4月12日	1部改正
昭和39年4月24日	1部改正
昭和42年4月19日	1部改正
昭和58年5月14日	1部改正
平成19年5月19日	1部改正
平成24年4月27日	1部改正
平成29年4月28日	1部改正
令和5年4月28日	1部改正

別表 P T A会費 月額
教職員は300円
保護者

(単位：円)

項目	兄弟姉妹なし及び ありの兄弟の場合	兄弟姉妹ありの弟妹
幼稚部	860	560
小学部	860	560
中学部	1,160	860
高等部	1,160	860